

## 第4章 だれもが健やかで幸せに暮らせる 健康・福祉のまち

- 1 地域福祉の推進
- 2 次世代育成支援の推進
- 3 高齢者福祉の推進
- 4 障害者福祉の推進
- 5 健康づくりの推進
- 6 地域医療の充実
- 7 国民健康保険事業の健全な運営

## 市民・事業者・行政の責務

### 市民の責務

市民は、地域社会の中でお互いに助け合いながら、健康でいきいきとした生活を送れるよう主体的に行動します。

### 事業者の責務

事業者は、地域社会の一員として、福祉活動や雇用面での貢献、就労環境の向上などに積極的に取り組みます。

### 行政の責務

行政は、市民だれもが健やかで幸せに暮らせるように、基盤の整備や環境づくりに取り組みます。

みんなでめざそう値（目標指標）

指標名 （指標の定義）	現状値	中間目標 H25	最終目標 H30
小地域福祉活動地区の組織率 （島田市地域福祉計画に基づき、島田市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の活動主体）	20%	50%	100%
合計特殊出生率	1.30	1.30	1.30
要介護（要支援）認定率 （65歳以上の高齢者のうち要介護（要支援）認定者が占める割合）	12.2%	13.5%	14%
特別養護老人ホームへ入所の必要性が高い待機者数 （特別養護老人ホーム入所申込者のうち、家族の状況等の理由により入所の必要性が高い人の実人数）	約50人	約40人	約30人
特定健診の受診率 （国民健康保険被保険者の受診率）	-	65%	65%
特定保健指導の実施率 （国民健康保険特定保健指導対象者の実施率）	-	45%	45%
診療所等から病院への患者紹介率 （（初診料算定紹介患者＋初診料算定緊急入院患者）／夜間休日外来受診を除く初診患者）	38.1%	45%	50%
時間外救急患者に占める軽症患者の割合 （時間外救急患者外来診療件数／時間外救急患者総診療件数）	87.2%	85%	80%
国民健康保険税の収納率	93.2%	94%	95%

## 4 - 1 地域福祉の推進

### 施策の目的

みとめあい、ささえあい、世代を超えて健やかに安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

### 現状と課題

経済の高度成長や核家族化そして少子高齢化社会へと生活環境が大きく変化し、多様化する中で、隣組や近所で助け合うといった地域の関係が薄れてきました。一方、高齢者世帯、ひとり暮らし世帯や障害のある人をはじめ支援を必要とする人が増加するとともに、精神的な不安やストレスから家庭内暴力、虐待、ひきこもりなど新たな課題がみられるようになっていきます。

こうした現行の仕組みでは対応しきれない多様な生活課題に対応するためには、生活の拠点である地域の中で、他人を思いやり、お互いをささえ助け合い、だれもがその人らしい安心で充実した生活が送れる地域社会づくりを通じて、地域福祉の推進をしていくことが必要です。

## 施策の方向

### 1 相談及び支援体制の整備（重点プロジェクト関連）

支援を必要とする人が声を上げられる仕組みや発見する仕組みをつくり、身近で総合的な相談が受けられ、適切なサービスが利用できる体制の整備を図ります。

### 2 災害時要援護者に対する支援体制の確立（重点プロジェクト関連）

自主防災会と民生委員・児童委員との連携強化を行い、災害時において支援を必要とする者への支援体制づくりを行います。

## 協働のまちづくり

社会福祉法に基づく「地域福祉計画」を定め、社会福祉協議会を中心として、住民や関係機関、市民活動団体などの関係諸団体と連携した地域福祉の推進の仕組みづくりを行います。

## 4 - 2 次世代育成支援の推進

### 施策の目的

子育てを地域全体で支援し、すべての子どもが心身ともに健やかに成長することができる地域社会の実現を目指します。

### 現状と課題

平成 17 年に次世代育成支援島田市行動計画を策定し、子どもを安心して産み育てられる環境づくりに取り組んでいます。

少子化が進む一方で、家庭環境や就労環境の変化等により保育所の入所児童数は年々増加している状況にあります。また、核家族化等家族構成の変化に伴い、子育てに不安を持つ家庭が増加しています。その支援策として仕事と子育てが両立できるように、延長保育、一時保育などの保育サービスや放課後児童クラブを拡充するとともに、保育所や幼稚園の園開放、地域子育て支援センターの拡充や地域において子育て支援に取り組む市民活動団体の育成に力を入れ、育児相談の充実、子育てに関する情報提供などを実施しています。

また、子どもに関するあらゆる相談と子育て支援の一環としての育児サポーター派遣及び気になる子ども等の療育支援としての児童デイサービス事業をこども発達支援センターにおいて実施しています。

今後は、入所希望児童の受入体制を整え、待機児童が発生しないように保育所と幼稚園及び放課後児童クラブと小学校の連携を図っていくことと、次世代を担う子どもが心身ともに健全に育成するために、家庭・地域・行政が一体となって、子どもが健やかに育つ環境づくりが不可欠です。

また、子どもに関するあらゆる相談・育児・療育支援の拠点施設として平成 20 年度から本格稼働しているこども発達支援センターについて、広く市民に周知していく必要があります。

## 施策の方向

### 1 児童健全育成事業の充実

放課後児童クラブ等の子育て支援施設の整備・充実を図るとともに、子育て家庭への経済的援助やひとり親家庭への各種支援事業を充実させ、子どもを安心して産み育てられる環境づくりに努めます。

### 2 少子化対策事業の推進

不妊に悩む夫婦の経済的支援や産後間もない家庭等の育児相談及び支援を実施し、少子化対策に取り組みます。

### 3 子どもが健やかに育つ環境づくりの推進

保育所と幼稚園との連携等を推進し、地域の実情に応じた就学前児童の受入体制を確保します。また、延長保育や一時保育など多様な保育サービスの提供や幼児教育の振興を図るため、民間保育所や私立幼稚園に対し必要な助成や支援をします。

### 4 こども発達支援センター機能の充実

就学前の発達が気になる子ども等が住みなれた家庭や地域で生活ができる支援体制の拠点施設として、また、子どもに関するあらゆる相談や早期療育支援のための拠点施設として、こども発達支援センターの周知に努めるとともに、センター機能の充実を図ります。さらに子育て支援の一環としての育児サポーター派遣についても、ニーズに対応した支援をします。

## 協働のまちづくり

保育所、幼稚園及び地域の子育て支援団体等とのネットワークを充実させて、情報交換を図り、人材の育成に努めるとともに、家庭と地域と行政が一体となって、ライフステージに応じた子育ての支援に取り組みます。

## 4 - 3 高齢者福祉の推進

### 施策の目的

高齢者を支援し、高齢者がいきいきと暮らしていくことができる地域社会の実現を目指します。

### 現状と課題

全国的に高齢化が進む中で、本市の高齢化率は平成 20 年度において 24% を超えています。今後もさらに高齢化が進んでいくことが予測されることから、高齢者の生活機能の低下が懸念されるとともに、介護保険給付費の増大が大きな負担となってきます。そこで、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援し、介護予防を重視した取組が重要となっています。また、ひとり暮らしや高齢者世帯も増加しており、それらの人たちへの支援体制の整備が求められています。

団塊の世代をはじめ、元気で豊富な経験と知識を持った人たちの活力を地域社会で活かし、高齢者がいきいきと暮らすことができるよう、支援していくことが求められます。

また、平成 20 年 12 月現在における市内の特別養護老人ホームへ入所の必要性が高いと思われる待機者数はおよそ 50 人と推測されます。高齢者が安心して暮らしていけるよう、高齢者福祉施設の整備や在宅サービスの充実を図っていく必要があります。

## 施策の方向

### 1 地域や家庭での暮らしを支える高齢者福祉サービスの充実

高齢者の増加に対応したサービスの充実を図ります。また、地域で生活する高齢者を総合的に支えていくための拠点となる地域包括支援センターの充実を図ります。

### 2 高齢者の自立と社会参加の促進（重点プロジェクト関連）

高齢者の活動の場・就労機会の拡大や老人クラブの活動、世代間交流の支援に努めます。

平成 21 年 4 月開館の老人福祉センターは、老人クラブ活性化の活動拠点として、また、高齢者の生きがいづくりや健康増進に活用します。

シルバー人材センターについては、高齢者の就業機会を提供し、高齢者の生きがいを高めるとともに、地域に貢献する団体として、今後も支援します。

### 3 高齢者福祉施設の整備

高齢者の健康増進や自立を支援し、安心して暮らしていけるよう高齢者の実態等を踏まえ、必要に応じて福祉施設の整備を図ります。

### 4 介護保険サービスの充実

介護予防施策が効果を上げ、適正な介護サービスが提供されるよう、介護保険サービス提供体制の充実や安心して利用できる環境づくりを推進します。

## 協働のまちづくり

ひとり暮らしや高齢者世帯について、民生委員・児童委員や自治会、地域コミュニティ組織、市民活動団体などと連携し、高齢者見守り台帳の活用等により、地域での見守り体制の充実を図ります。

## 4 - 4 障害者福祉の推進

### 施策の目的

みとめあい、ささえあい、わたしらしく生きることのできる地域社会の実現を目指します。

### 現状と課題

平成 18 年 4 月の障害者自立支援法施行により、障害のある人が地域で自立した生活を送るためのサービス提供の仕組みが定められました。障害のある人が住み慣れた地域で、自分のライフスタイルに合わせた生活ができるよう、国や自治体による施策が推し進められています。

本市でも、平成 18 年度に島田市障害者計画と島田市障害福祉計画を策定し、これに沿って障害福祉の諸施策に取り組んでいます。また、施策を円滑に実施するために、障害のある人や民間の専門家、公的機関の代表者等で構成される「島田市地域自立支援協議会」を平成 20 年 2 月に立ち上げました。

今後も生活環境の大きな変化を伴う障害者自立支援法による体系のもとで、障害のある人が地域社会の一員として暮らしていけるよう、住民や民間事業者や関係機関が協力して、支援の充実を図る必要があります。

## 施策の方向

- 1 だれもが自分らしく暮らせる仕組みづくり（重点プロジェクト関連）  
障害のある人の雇用と就労の場及び住まいの場の確保を図り、社会の一員として参加し、活躍できる場や機会づくりを推進します。また、住み慣れた環境のもとで暮らしていけるよう福祉サービスの提供や相談支援体制の充実を図ります。
  
- 2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備（重点プロジェクト関連）  
わかりやすい情報の提供やコミュニケーション手段の充実を図るとともに、道路や公共施設などのユニバーサルデザイン化を進めます。
  
- 3 障害のある人の生活環境変化等への対応  
島田市障害者計画等による施策の推進状況や障害福祉に係る社会資源について、障害のある人やサービス事業者をはじめ幅広い分野の関係者で構成される島田市地域自立支援協議会による協議を踏まえ、定期的に見直しを行い、今後の施策に反映させます。

## 協働のまちづくり

障害のある人と障害のない人の交流を促進し、理解を深め、ともに生活していく地域社会づくりを推進します。

## 4 - 5 健康づくりの推進

### 施策の目的

市民一人ひとりが生涯を通して健康で自分らしく生きるため、自ら健康づくりを実践することができる地域社会の実現を目指します。

### 現状と課題

健康づくりを充実するためには、市民への健康に対する一層の意識改革を図っていくことが課題となっています。

市民一人ひとりが自らの意思で健康診査を受け、健康を意識して、食事、運動、休養のバランスの取れた生活を実践していくことが重要となります。そのため、市民一人ひとりの健康づくりを支援するとともに、健康づくり体制の構築が必要です。

近年、出生率の低下や核家族化・育児情報のはん濫など、子どもとその家族を取り巻く環境は大きく変化しています。育児に対する不安やストレスは増大する傾向にあり、中には虐待などにつながる例も見られます。関係機関と連携した子育て支援と家族や地域で親子を支える体制づくりが重要です。

さらには、本市の特色である茶や温泉を活かした心と体の健康づくりに取り組むことなどにより魅力あるまちを創り出すことが求められます。

これらの課題については、市民及び関係機関等の意見を反映して市民の健康づくりの指針となるべき島田市健康増進計画を策定し、事業を実施します。

一方、食生活環境は、社会環境の変化、ライフスタイルの多様化等により、大きく変化し、その影響が栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食の安全を脅かす事案の発生等、様々な問題が発生しています。これらの問題を解決するためにも、食に関する知識や食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践するための食育推進体制の確立が求められます。

## 施策の方向

### 1 健康長寿の推進（重点プロジェクト関連）

乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに合わせた食事、運動、休養等の正しい知識の普及啓発を行い、疾病を予防し、健康長寿を目指します。

また、疾病予防につながる健康診査や各種がん検診の受診率の向上に努め、市民の健康を守ります。

### 2 母子支援体制の充実

母子ともども健やかに成長できるように、関係機関と連携し支援体制の強化を図ります。

### 3 食育の推進（重点プロジェクト関連）

郷土の気候風土や食材等、地域特性を活かして、豊かな人間性を培い、健康で活力あるまちづくりを目指すため、関係機関、関係団体等と連携・協働して食育を推進します。

### 4 歯科保健・感染症予防の充実

歯科予防、検診の推進に努め「8020 運動（80 歳で自分の歯を 20 本以上残す運動）」を積極的に推進します。また、予防対策の充実を図り、感染症の予防等に努めます。

### 5 茶や温泉等を活用した取組（重点プロジェクト関連）

本市の特色である茶や温泉、スポーツ施設等を活用して、いつでも、どこでも気軽に健康づくりが実践できる取組を進めます。

## 協働のまちづくり

保健委員の活動組織である保健委員協議会や健康づくり食生活推進協議会をはじめ、医師会・歯科医師会等の関係機関、関係団体と連携・協働して市民の健康づくりに努めます。

## 4 - 6 地域医療の充実

### 施策の目的

必要な医療サービスを市民が受けられるようにすることを目指します。

### 現状と課題

少子高齢化の進行、生活習慣病などの疾病構造の変化等、医療を取り巻く環境が変化し、治療優先の病院収容型医療から地域で過ごしながらか治療する生活優先型の医療へと、市民のニーズが変わりつつあります。市民が地域で療養生活を送るためには、「かかりつけ医」や「かかりつけ薬局」を持っていただくことが重要となります。また、疾病だけでなく、その人の生活背景を踏まえた包括的医療サービス体制が確立されることも重要となります。更に、中山間地域での医療提供や疾病の変化に対応した適切な治療などが行えるよう、病院と診療所との連携体制の確保も必要です。

救急医療に関しては、島田市医師会及び榛原医師会の協力を得て一次救急医療を実施しています。休日は島田市休日急患診療所への医師派遣や在宅当番医制で対処し、夜間は志太榛原地域の市町により設置運営されている志太・榛原地域救急医療センターで対処しています。休日・夜間の二次救急医療は志太榛原地域の公立4病院が輪番制で行っていますが、特定の専門医の不足等により各病院だけでは二次救急医療体制を維持することが難しく、県立病院や静岡市内の病院も含めた広域的な医療連携が進められています。また、救命率の向上や後遺障害の軽減を図るため、救急現場から治療を開始するとともに、搬送時間の短縮を目的にドクターヘリ等の活用が必要です。

災害医療に関しては、島田市地域防災計画の医療救護計画に基づき、行政、病院、診療所及び薬局が連携し、救護所の開設、傷病者の搬送などの適切な医療救護体制を整備しています。実際に災害が発生した際に体制が円滑に機能するよう、日頃の訓練を行うとともに、県内外での災害時相互支援など、広域的な医療連携を図っていくことも重要です。

市民病院に関しては、全国的に勤務医・看護師が不足する中、特定の専門医が不足・不在となっており、必要な医療サービスを市民が受けられる体制を確保することが課題となります。また、質の高い医療サービスを、継続的に提供していくために、新病院の建設に向けた取組を進めるとともに、経営の効率化を図ることが課題です。

## 施策の方向

- 1 地域医療連携の強化（重点プロジェクト関連）  
地域の基幹医療施設である市民病院と診療所及び病院間との連携を強化し、地域全体で継続的に市民の健康を守ります。
- 2 救急医療体制の維持  
志太榛原地域の病院及び医師会相互の連携を強化し、一次・二次救急医療体制の維持に努めます。
- 3 災害医療体制の整備  
行政、病院、診療所及び薬局の連携を図り、適切な医療救護体制の整備に努めるとともに、広域的な医療連携を図ります。
- 4 市民病院の機能充実（重点プロジェクト関連）  
大井川流域の中核的医療機関としての機能を維持するため、病院の施設、設備等の整備を図ります。
- 5 市民病院の経営効率化  
質の高い医療サービスを継続的に提供するため、病院経営の効率化を図ります。
- 6 市民病院勤務医等の確保  
勤務医等の労働・居住環境の改善を図り、医師不足の解消に努めるとともに、看護専門学校の実業を通じた看護要員の安定的な供給と質的向上を図ります。

## 協働のまちづくり

地域医療を守るために、かかりつけ医を持ち、必要に応じて病院を受診するなど、各医療機関の機能に応じた受診が行われるよう、市民と協働して医療機関の適正利用の浸透に努めます。

## 4 - 7 国民健康保険事業の健全な運営

### 施策の目的

医療保険制度として、被保険者が安心して医療が受けられるよう健全な事業運営の実現を目指します。

### 現状と課題

国民健康保険制度は、地域医療の確保と市民の健康増進に大きく貢献し、国民皆保険体制の中核として極めて重要な役割を果たしていますが、運営は厳しい状況にあります。国民健康保険制度の対象者は、自営業者や職業を持たない年金受給者等ですが、加入者の高齢化や低所得者の増加により、収入は伸び悩みの状況にある一方、保険制度の見直しが行われているものの高齢化による受診機会の増加、医療技術の高度化などにより医療費の支出は、増加しています。

このため、市民の健康に対する意識を高めるとともに、人間ドックの助成、多受診世帯の訪問指導、生活習慣病の予防のための特定健診・特定保健指導などにより、医療費の増加を抑制する必要があります。

また、国民健康保険事業の健全経営を確保するため、納税の責任と公平性の観点から、下降傾向にある収納率の向上が求められています。

## 施策の方向

### 1 特定健診・特定保健指導等の実施

生活習慣病や疾病の早期発見・予防のため、積極的なPRを行うとともに、特定健診・特定保健指導等を実施します。

### 2 医療費の適正化

医療機関から出されるレセプト点検の強化により、適正な診療報酬支払を推進します。

### 3 国民健康保険財政の健全運営

国民健康保険事業が被保険者の納税によって支えられ、被保険者が安心して医療が受けられるという意識の高揚に努めます。